

# 第35回 定時株主総会招集ご通知

**日時** 2024年6月27日（木曜日）  
午後1時30分（受付開始 午後0時30分）

**場所** 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号  
丸の内トラストタワーN館9階 会議室

## 目次

第35回定時株主総会招集ご通知 .....	1
事業報告 .....	6
連結計算書類 .....	31
計算書類 .....	34
監査報告 .....	37
株主総会参考書類 .....	44

**第1号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)  
5名選任の件

**第2号議案** 監査等委員である取締役2名選任の件

株主各位

証券コード 4792  
(発送日) 2024年6月7日  
(電子提供措置の開始日) 2024年6月3日

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号  
丸の内トラストタワーN館

**山田コンサルティンググループ株式会社**

代表取締役社長 **増田 慶作**

## 第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.yamada-cg.co.jp/ir/stockinfo/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「山田コンサルティンググループ」又は「コード」に当社証券コード「4792」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### [インターネットによる議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

### [書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

## 記

<b>1 日 時</b>	2024年6月27日（木曜日）午後1時30分（受付開始時刻 午後0時30分）
<b>2 場 所</b>	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 <b>丸の内トラストタワーN館9階 会議室</b> (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 1. 第35期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第35期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
<b>4 議決権行使のご案内</b>	4頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

また、本株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月27日(木曜日)  
午後1時30分  
(受付開始時刻 午後0時30分)



### 書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)  
午後6時到着分まで



### インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
○○○○○○○ 御中  
株主総会日 議決権の数 XX 票


基本日現在のご所有株式数 XX 株  
議決権の数 XX 票

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
QRコード  
見本  
お名前  
XXXX-XXXX-XXXX-XXXX  
お電話番号  
XXXXXX

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

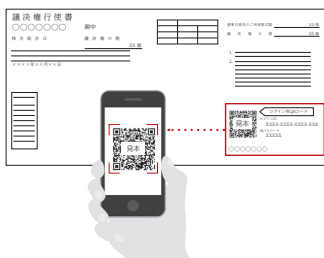
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイト  
〇〇〇〇 株式会社

議決権行使方法の選択

第1回定時総会  
開催日 平成30年5月31日  
株主総会 1000000  
行使できる議決権の数 1000

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権行使を行うことをご案内いたします。該当する項目のボタンを選択して次画面におすすみください。

会社種類ごとの議決権を無効、株主種類ごとの議決権を有効とされる場合

議決権行使へ

会社種類、および株主種類の議決権について個別に賛否を入力される場合

賛否行使画面へ

議決権行使

議決権行使中止

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

# 事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況 (連結ベース)

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 連結損益の状況

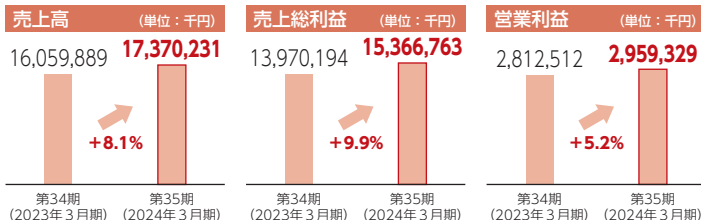
当社グループの当連結会計年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）の業績は、売上高22,177,523千円（前期比34.8%増）、売上総利益16,283,553千円（同15.1%増）、営業利益3,662,757千円（同27.5%増）、経常利益3,724,401千円（同27.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,861,559千円（同35.3%増）となりました。

コンサルティング事業は順調な業績であったこと、投資事業は未上場株式投資・不動産投資ともに売却益を計上できたことから、増収増益となりました。

	第34期 (2023年3月期)	第35期 (2024年3月期)	前期比	
	金額 (千円)	金額 (千円)	金額	増減率
売上高	16,450,685	22,177,523	+5,726,838	+34.8%
売上総利益	14,146,293	16,283,553	+2,137,259	+15.1%
営業利益	2,871,555	3,662,757	+791,202	+27.5%
経常利益	2,920,333	3,724,401	+804,068	+27.5%
親会社株主に帰属する当期純利益	2,114,359	2,861,559	+747,200	+35.3%

## ② 各セグメント別の業績の概況

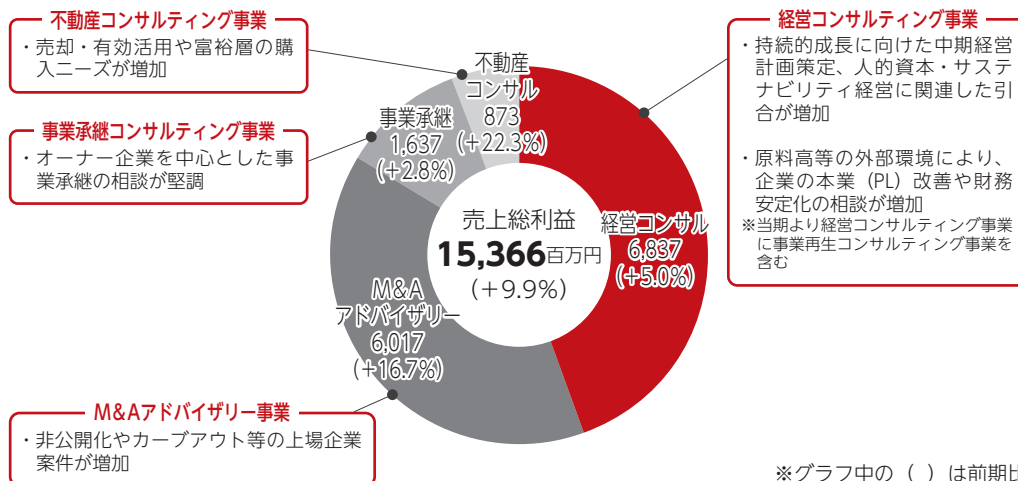
### コンサルティング事業



コンサルティング事業は、売上高17,370,231千円（前期比8.1%増）、売上総利益15,366,763千円（同9.9%増）、営業利益2,959,329千円（同5.2%増）となりました。

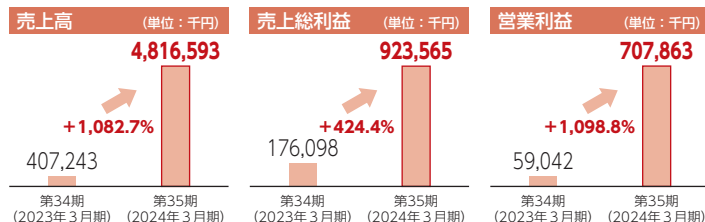
M&Aアドバイザー事業は、国内M&A市場が活況でありM&A案件の引合件数・受注件数は堅調に推移したことから順調な業績となりました。経営コンサルティング事業は、持続的成長に向けた中期経営計画策定、上場企業の人的資本・サステナビリティ経営に関連したニーズが引き続き堅調であり、順調な業績を確保できました。事業承継コンサルティング事業は引き続きニーズが高く、案件相談・受注が順調に推移いたしました。不動産コンサルティング事業は、大型案件を受注・売上実現できました。

### 2024年3月期 事業分野別内訳





## 投資事業



投資事業は、売上高4,816,593千円（前期比1,082.7%増）、売上総利益923,565千円（同424.4%増）、営業利益707,863千円（同1,098.8%増）となりました。

未上場株式投資事業においてファンド投資先株式の売却益、不動産投資事業において投資不動産の売却益が計上できたことから、増収増益となりました。

- ・2024年3月末投資残高  
営業投資有価証券残高2,991,189千円  
投資不動産残高777,891千円

(注) 各セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高9,301千円（コンサルティング事業9,301千円）が含まれております。

### ③ 企業集団の経営方針

#### (a) 当社グループ経営基本理念

当社グループは、「健全な価値観」「社会貢献」「個と組織の成長」を基本理念として掲げ、高付加価値情報を創造・提供し、顧客の発展ひいては社会の発展に貢献することにより「存在する意義のある組織」であり続けることを目指しております。

当社グループでは「健全な価値観」に基づく組織風土を保持し続けることを最重要経営課題と認識しており、その浸透に常に努めております。

今後も健全な成長・発展を継続することにより「存在する意義のある組織」として社会貢献を目指してまいります。

#### (b) 各事業セグメントの現況と見通し

##### イ) コンサルティング事業

###### <経営コンサルティング事業>

持続的成長に向けた中期経営計画策定、上場企業の人的資本・サステナビリティ経営に関連したニーズは、引き続き堅調です。

生産年齢人口の減少に伴い、組織人材戦略とDXによる業務プロセス改革や生産性向上は重要な企業の経営課題です。顧客企業の持続的成長の実現に向けて、経営戦略・事業戦略・M&A戦略・IT戦略・組織戦略・人材戦略・人事制度・人材育成等一貫した支援を行い、顧客との長期的な関係を構築してまいります。

コロナ禍の制度融資を受けて過剰債務となった企業の倒産増加や、原料高・水道光熱費高・人件費高等の外部環境により、企業の本業（PL）改善及び財務安定化を早期に取組む必要性が高まっており、引き続き事業再生に関する相談件数は増加しております。

本業（PL）改善や抜本的な事業支援ニーズに対しては、製造業など事業会社出身で、経営経験や深い業界・技術知見を有する当社シニア社員との協働により、改善支援役務の高度化、高付加価値化に注力しております。

また、上記の外部環境を受け、金融機関において事業再生支援を担う人材育成のニーズが高まる中、地域経済活性化支援機構（官民ファンド）が行っている事業再生支援高度化事業の一環として、「金融機関向け事業再生支援高度化の手引き」を当社が制作し、公表されました。引き続き、当社が蓄積してきた再生支援にかかるノウハウ・人材を活用し、金融機関との更なる連携強化、事業基盤の強化を推進してまいります。

###### <M&Aアドバイザリー事業>

M&A案件の引合件数・受注件数は、引き続き堅調に推移しています。国内M&A市場も活況であり、特に近年では「アクティビスト」「市場区分見直し（2025年問題）」「スピンオフ税制（選択と集中促進）」を背景に、非公開化、カーブアウトなどの上場企業案件が引き続き堅調です。また、過剰債務となった企業の増加により、スポンサー対応を伴う抜本支援に向けた事業再生型M&Aも増加傾向にあります。

PEファンドとの連携は成果が出ており、引合件数・受注件数が増加しています。引き続き、投資案件の売買のみならず、投資前のデューディリジェンスや、投資後の成長戦略の策定にも関与し、M&Aの前後にわたる一貫した役務提供により顧客企業を支えることを目指してまいります。

国内企業においては、海外市場でのプレゼンスを確立することが競争力を維持・拡大する上で不可欠な戦略となっております。クロスボーダーM&Aに関する専門的知識とネットワークを更に深化させることが重要であると考え、国内並びにクロスボーダーM&Aの豊富な実績と専門性を有する「ピナクル株式会社」と、日米間クロスボーダーM&Aのパイオニアである「Takenaka Partners」を子会社化いたしました。これらにより、プロフェッショナル人材の拡充や専門力強化、そして、ネットワーク拡大が推進され、国内外の既存拠点が連携することにより、当社が顧客に提供するサービスの付加価値を更に向上できるものと考えております。まずは、両社のメンバーとの交流を進めることにより、技術や経験の共有を進めてまいります。

コンサルティング役務の延長としてのM&A事業の取組みを万全にするため、M&A事業に関わるメンバーだけでなく事業・部門・地域の垣根を越えて、顧客企業と経営者に寄り添い、継続的にフォローを行う体制を築き、今後も当社の特徴あるM&Aアドバイザリー事業を中核ビジネスに成長させるべく、中長期的な視点に立った事業運営に注力してまいります。

#### <事業承継コンサルティング事業>

事業承継に関する相談及び受注件数は、引き続き堅調に推移しております。

事業承継はオーナー企業を中心とする企業経営者の根幹的な課題です。経営者とともに事業承継という課題解決に向き合う中で、持続的成長コンサル・国内外における不動産活用・海外における事業展開など様々な経営課題の相談をいただいております。また、事業承継の選択肢としてM&Aを見据えた相談も増えてきております。

堅調な事業承継ニーズに応えるべく人員拡充を図るとともに、より高品質な事業承継支援役務を提供するため、事業承継に関する高度な専門知識に加えて顧客企業の業界・事業への知見を有する人材の育成に取り組んでまいります。引き続き、顧客（経営者等）との強固な信頼関係に基づき、様々な経営課題やオーナー経営者の資産に関する相談に対応し貢献することが収益基盤の強化につながると考え、事業運営を進めてまいります。

#### <不動産コンサルティング事業>

不動産市況全般は引き続き堅調に推移しておりますが、高値で推移するエリアと下落傾向にあるエリアの二極化が顕著になりつつあります。その中、足元では、提携会計事務所からの相談が増加しており、特に売却、有効活用及び富裕層の購入ニーズが旺盛です。

高単価の富裕層の購入ニーズにおいては、紹介可能な物件の情報量を増加するべく同業とのネットワーク強化に注力することで成約件数の増加を目指します。一方、案件単価の低い売却案件や長期間を要する有効活用案件に関しては、引き続き選別受注を意識することで、働き方改革・業務効率の向上を目指します。

## □) 投資事業

当社の投資事業は2つの事業から成ります。1つは、顧客企業の資本政策・事業承継等の課題解決のひとつとして企業の株式に投資をする「未上場株式投資事業」、もう1つは、底地や共有持分となっている物件など次世代に承継する際に敬遠されがちな換金性の低い不動産に投資をする「不動産投資事業」です。

### <未上場株式投資事業>

未上場株式投資事業では、資本構成の再構築や株式の資金化等、資金面の手当てが有用な場合において、各種コンサルティングとともに、資本政策上の課題解決と企業の持続的発展サポートを行っております。

未上場株式投資事業を安定的な事業とするため、引き続き、経営陣に寄り添う伴走者・良きパートナーとして議論を重ねながら、新規案件発掘により一層注力してまいります。

また、投資済みの案件については、従来通り定期的なモニタリング活動を継続し、必要に応じて、当社の経営コンサルティング機能を活用して包括的な支援を行うことで、既投資先の企業価値向上に貢献してまいります。

### <不動産投資事業>

不動産投資事業は、底地等の換金性の低い不動産を所有する顧客が抱える煩雑な管理や承継への悩みを、資金面から解決するものであります。2023年3月期に事業として本格的に取組みを開始し、現在は事業運営体制の構築を進めております。

新規投資先については金融機関及び不動産仲介会社からの紹介が順調です。引き続き、認知度獲得のための情宣活動を強化することで、豊富な候補先情報の中から厳選して投資を実行し、同時に売却にかかる人員の強化にも努めてまいります。

## (c) 持続的成長に向けた人材育成と働き方改革

人的資本経営への取組みについては、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

<https://www.yamada-cg.co.jp/ir/sustainability/>

**④ 設備投資の状況**

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資額は164,545千円であり、その主なものは、コンサルティング事業におけるコンピュータ及びその周辺機器への投資等であります。

**⑤ 資金調達の状況**

該当事項はありません。

**⑥ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

該当事項はありません。

**⑦ 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**⑧ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

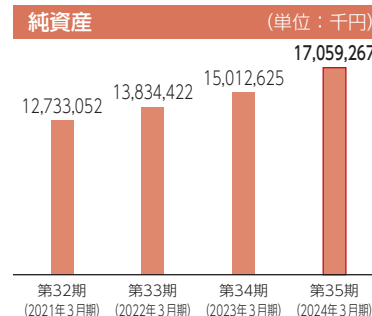
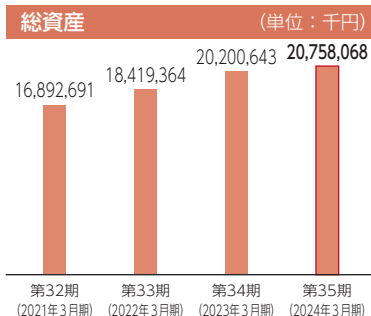
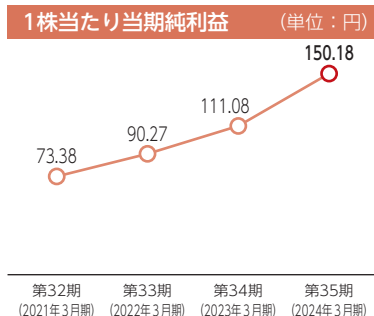
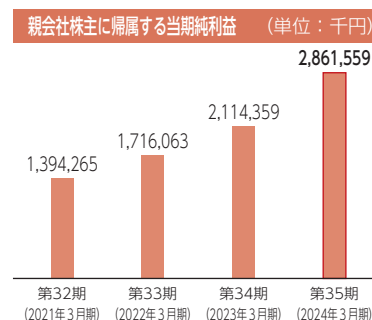
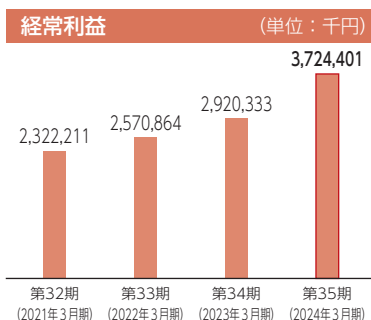
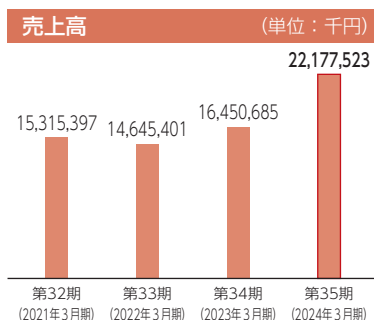
**⑨ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

当社は、2024年3月29日付でピナクル株式会社の70%の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

## (2) 財産及び損益の状況（連結ベース）

		第32期 (2021年3月期)	第33期 (2022年3月期)	第34期 (2023年3月期)	第35期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高	(千円)	15,315,397	14,645,401	16,450,685	22,177,523
経常利益	(千円)	2,322,211	2,570,864	2,920,333	3,724,401
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	1,394,265	1,716,063	2,114,359	2,861,559
1株当たり当期純利益		73円38銭	90円27銭	111円08銭	150円18銭
総資産	(千円)	16,892,691	18,419,364	20,200,643	20,758,068
純資産	(千円)	12,733,052	13,834,422	15,012,625	17,059,267

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第33期の期首から適用しており、第33期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
YAMADA Consulting & Spire singapore Pte. Ltd.	千円 16,685	% 100	市場リサーチ及びコンサルティング事業
山田商務諮詢（上海）有限公司	20,000	100	コンサルティング事業
YAMADA Consulting & Spire (Thailand) Co., Ltd.	15,750	49	コンサルティング事業
YAMADA Consulting & Spire Vietnam Co., Ltd.	10,000	100	コンサルティング事業
Yamada Consulting Group USA Inc.	57,000	100	コンサルティング事業
相続あんしんサポート(株)	20,000	100	相続手続サポート業務
山田インベストメント(株)	20,000	100	未上場株式投資事業・不動産投資事業
ピナクル(株)	100,000	70	M&Aアドバイザー事業

組合名	受入出資金	当社の 出資持分比率	主要な事業内容
キャピタルソリューション参考投資事業 有限責任組合	千円 4,962,148	% 99 (95.8)	事業承継ファンド
キャピタルソリューション四号投資事業 有限責任組合	4,034,967	99.5 (97.9)	事業承継ファンド
山田インベストメント壱号投資事業有限 責任組合	1,247,714	100 (99)	事業承継ファンド

- (注) 1. 議決権比率及び出資持分比率の（ ）内は間接保有割合で内数であります。  
 2. 2023年4月1日付で、キャピタルソリューション(株)及び(株)プラトン・コンサルティングは合併し、山田インベストメント(株)となっております。  
 3. 当社は、2024年3月29日付でピナクル(株)の70%の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。  
 4. 上記の他、コンサルティング事業子会社5社があります。

## (4) 対処すべき課題

当社グループのセグメント別の対処すべき課題は次のとおりであります。

### ① コンサルティング事業

コンサルティング事業における戦略は、顧客生涯価値（LifeTime Value）を最大化することが事業モデルにおける強みであり、顧客のあらゆる経営課題に対応するため、総合的なコンサルティング事業のクロスセル等を行うことで顧客ロイヤリティの向上を図り、今後も新たな事業、サービスの展開を図ってまいります。重点戦略は次のとおりであります。

- ・ 個の自律的な成長と個の成果が生み出す組織の成長とを調和させることで当社の持続的成長を実現する仕組みである「持続的成長システム」の運用
- ・ 「個と組織の持続的成長」を実現するための人材戦略の実行（採用・育成・定着・評価・活躍）
- ・ 従来から行っていた「部拠点単位」での管理に加えて「事業単位」で全社的な戦略を立案・実行する「事業推進体制（マトリクス組織運営）」の実行

### ② 投資事業

投資事業における戦略は、当社グループが手掛けるコンサルティング案件から発生する投資機会に積極的に関与し、コンサルティング案件にとどまらない新たな収益機会を創造していくことであります。重点施策は次のとおりであります。

- ・ 顧客ニーズに応じるべく、事業承継支援を目的とする未上場株式への投資を行う「未上場株式投資事業」に加えて、「不動産投資事業」や富裕層・機関投資家向けの様々な資産サポート事業への積極的取り組み
- ・ 投資規模の大型化に対応すべくガバナンス体制を強化
- ・ 総合的な管理運営体制の構築



**(5) 主要な事業内容** (2024年3月31日現在)

当社グループは「コンサルティング事業」「投資事業」の2事業を展開しております。

当社グループの主たる事業の内容は次のとおりであります。

事業区分	事業内容
コンサルティング事業	経営コンサルティング事業 M&Aアドバイザー事業 事業承継コンサルティング事業 不動産コンサルティング事業
投資事業	未上場株式投資事業 不動産投資事業

**(6) 主要な事業所** (2024年3月31日現在)

山田コンサルティンググループ(株)	本社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館
	東北支店	宮城県仙台市青葉区中央一丁目2番3号 仙台マークワン
	名古屋支店	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番3号 J Rゲートタワー
	大阪支店	大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1番1号 明治安田生命大阪御堂筋ビル
	京都支店	京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101番地 アーバンネット四条烏丸ビル
	神戸支店	兵庫県神戸市中央区加納町四丁目2番1号 神戸三宮阪急ビル
	広島支店	広島県広島市東区二葉の里三丁目5番7号 GRANODE広島
	九州支店	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目13番1号 九勸承天寺通りビル
	郡山事業所	福島県郡山市駅前二丁目5番12号 郡山野村證券ビル
	浜松事業所	静岡県浜松市中央区板屋町111番地2 浜松アクトタワー
	岡山事業所	岡山県岡山市北区下石井一丁目1番3号 日本生命岡山第二ビル本館
	熊本事業所	熊本県熊本市西区春日三丁目15番60号 JR熊本白川ビル
盛岡出張所	岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号 マリオス	
YAMADA Consulting & Spire Singapore Pte. Ltd.	本社 (シンガポール)	78 Shenton Way #24-01 Singapore 079120
山田商務諮詢(上海)有限公司	本社(中国)	上海市静安区南京西路1515号 嘉里中心1期 12階
YAMADA Consulting & Spire (Thailand) Co., Ltd.	本社(タイ)	Level 16,689 Bhiraj Tower at EmQuartier,Unit 1608-1610 Sukhumvit Road(Soi 35),Klongton Nuea, Vadhana, Bangkok 10110, Thailand
YAMADA Consulting & Spire Vietnam Co., Ltd.	本社 (ベトナム)	19F Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue Street,Ben Nghe Ward,District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam
YAMADA Consulting Group USA Inc.	本社(米国)	2301 Rosecrans Avenue, El Segundo, CA 90245

**(7) 使用人の状況** (2024年3月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
コンサルティング事業	885 (38) 名	70 ( 16) 名
投資事業	8 ( 2) 名	2 ( -) 名
全社 (共通)	64 (18) 名	11 ( 3) 名
合 計	957 (58) 名	83 ( 19) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
 2. 上記使用人数には、使用人兼務取締役は含まれておりません。  
 3. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

**② 当社の使用人の状況**

使用人数	前事業年度末比増減
791 (58) 名	15 ( 19) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
 2. 上記使用人数には、使用人兼務取締役は含まれておりません。

**(8) 主要な借入先の状況** (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況（単体）

### (1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数      | 62,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数      | 19,896,000株 |
| ③ 株主数           | 6,292名      |
| ④ 大株主の状況（上位10名） |             |

株主名	持株数	持株比率
株式会社日本マネジメント・アドバイザリー・カンパニー	7,043,200株	36.95%
光通信株式会社	1,426,200	7.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,159,500	6.08
株式会社UH Partners 2	869,200	4.56
宮崎 信次	463,300	2.43
山田コンサル社員持株会	409,100	2.14
和田 成史	367,000	1.92
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	274,700	1.44
株式会社ユニバーサルエッジ	263,000	1.37
山田CG役員持株合同会社	252,000	1.32

- (注) 1. 当社は自己株式を834,901株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
2. 持株比率は自己株式（834,901株）を控除して計算しております。  
3. 2021年3月5日付で、FMR LLCより当社株式に係る大量保有の変更報告書が関東財務局長に提出されております。当該報告書において、2021年2月26日現在で同社が791,100株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

### (2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### (3) 新株予約権等の状況

#### ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2024年3月31日現在)

		2020年7月22日開催取締役会決議による新株予約権
発行決議日		2020年7月22日
新株予約権の数		80個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 32,000株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		金銭を払い込むことを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり520,800円 (1株当たり1,302円)
権利行使期間		2022年8月7日から 2025年8月6日まで
行使の条件		(注) 1、2
当社役員 の保有状況	監査等委員でない取締役	新株予約権の数 46個
		目的となる株式数18,400株
		保有者数 3名
	監査等委員である取締役	新株予約権の数 -
	目的となる株式数 -	
	保有者数 -	

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役もしくは従業員の状態にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
2. その他条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		2023年5月25日開催取締役会決議による新株予約権
発行決議日		2023年5月25日
新株予約権の数		40個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 4,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		金銭を払い込むことを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり180,700円 (1株当たり1,807円)
権利行使期間		2025年6月10日から 2028年6月9日まで
行使の条件		(注) 1、2
当社使用人等への 交付状況	当社執行役員	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 交付者数 1名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 交付者数 -

(注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

2. その他条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## (4) 会社役員の状態

### ① 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	西 口 泰 夫	(株)HANDY代表取締役社長 (株)ユーシン精機社外取締役 (株)FLOSFIA社外取締役
代表取締役社長	増 田 慶 作	山田ファイナンシャルサービス(株)代表取締役社長 山田インベストメント(株)代表取締役社長 (株)日本マネジメント・アドバイザー・カンパニー代表取締役
専務取締役	辻 剛	事業統括本部長
取締役	布 施 麻記子	経営企画担当兼広報担当 ニッセイアセットマネジメント(株)社外取締役
取締役	首 藤 秀 司	管理本部長
取締役 (監査等委員・常勤)	永 長 正 士	
取締役 (監査等委員)	山 崎 達 雄	(株)堂島取引所社外取締役
取締役 (監査等委員)	岩 品 信 明	TMI総合法律事務所パートナー

- (注) 1. 永長正士氏、山崎達雄氏、岩品信明氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行う等、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、永長正士氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、社外取締役(監査等委員)である永長正士氏、山崎達雄氏、岩品信明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が定める額としております。

### ③ 取締役の報酬等

#### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

#### a. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職、事業の成長貢献及び中長期的視点からの成長期待を重視して基礎額を算定し、それに業績貢献、従業員給与の水準等を総合的に勘案して決定するものとする。

#### b. 非金銭報酬等の内容もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は、ストック・オプションとし、原則として一定の役職に新たに就任した者に対して、就任後1年以内にあらかじめ定められた個数を付与する。

具体的な個数については、別途「ストック・オプション付与ルール」に定める通りとする。

#### c. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬は、原則として基本報酬のみとするが、一定の役職に新たに就任した者に対して、非金銭報酬等としてあらかじめ定められた個数のストック・オプションを付与することがある。

#### d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

代表取締役は、役職、事業の成長貢献及び中長期的視点からの成長期待を重視して基礎額を算定し、それに業績貢献を勘案して各取締役の報酬額案を作成する。代表取締役は、指名・報酬諮問委員会に各取締役の報酬額案を提出し、同委員会は審議を行ったうえで取締役会に答申を行う。取締役会での議論のもと取締役会は代表取締役に一任し、代表取締役が各取締役の報酬等の額を決定する。



## ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬額の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	197,366 (-)	196,225 (-)	- (-)	1,141 (-)	5 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	32,550 (32,550)	32,550 (32,550)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	229,916 (32,550)	228,775 (32,550)	- (-)	1,141 (-)	8 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容はストック・オプションであり、当事業年度における費用計上額を記載しております。付与の際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
3. 取締役の報酬限度額は、取締役（監査等委員を除く）については、2018年1月26日開催の臨時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内。使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）であります。  
取締役（監査等委員）については、2016年6月16日開催の第27回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。社外取締役を除く。）にストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の額については、2016年6月16日開催の第27回定時株主総会において上記報酬限度額とは別枠で年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。社外取締役を除く。）の員数は5名であります。

## ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

代表取締役社長 増田慶作は、役職、事業の成長貢献及び中長期的視点からの成長期待を重視して基礎額を算定し、それに業績貢献を勘案して各取締役の報酬額案を作成しております。代表取締役社長 増田慶作は、指名・報酬諮問委員会に各取締役の報酬額案を提出し、同委員会は審議を行ったうえで取締役会に答申を行っております。取締役会での議論のもと取締役会は代表取締役社長 増田慶作に各取締役の報酬額等の決定を一任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

## 二. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

#### ④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）山崎達雄氏は、(株)堂島取引所社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）岩品信明氏は、TMI総合法律事務所パートナーであります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

		取締役会（12回開催）		監査等委員会（12回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 （監査等委員・常勤）	永 長 正 士	12回	100%	12回	100%
取締役 （監査等委員）	山 崎 達 雄	12	100	12	100
取締役 （監査等委員）	岩 品 信 明	12	100	12	100

（注）書面決議による取締役会の回数は除いております。

- b. 取締役会、監査等委員会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
- ・常勤監査等委員永長正士氏は、当社の執行役員会議等の重要な会議に出席することにより当社グループの経営の実態を適時把握しており、財務省及び人事院での要職を歴任された中で培った経験と見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を積極的に行っております。監査等委員会では他の監査等委員である取締役に對して社内状況に関する情報共有を積極的に行っており、内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
  - ・監査等委員山崎達雄氏は、財務省での要職を歴任された中で培った経験と見識、経済・国際・金融情勢に関する専門知識から、当社の海外子会社管理体制、海外事業展開、ガバナンス体制等に関する監督・助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。監査等委員会では当社グループのガバナンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
  - ・監査等委員岩品信明氏は、弁護士及び税理士として企業法務及び財務に関する幅広い専門的見地から、当社の海外子会社管理体制、ガバナンス体制、コンプライアンス体制等に関する監督・助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。監査等委員会では当社グループのガバナンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
  - ・監査等委員の永長正士氏、山崎達雄氏、岩品信明氏は、指名・報酬諮問委員会の委員であり、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

## (5) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

### ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、YAMADA Consulting & Spire Singapore Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (6) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・グループ全体のコンプライアンスに関する統括組織として、グループリスク管理・コンプライアンス委員会を設置している。同委員会の委員長をコンプライアンス統括責任者とし、グループ内各組織横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ・コンプライアンス関連の諸規程を当社グループの行動規範とし、当社グループの取締役及び使用人に対し定期的実施する研修等を通じて、法令及び社会倫理をすべての企業活動の前提とすることを徹底する。
- ・内部通報者保護規程を制定しており、組織的又は個人的な法令等違反行為等を速やかに認識し対処するとともに通報者に対する不利な取り扱いを防止する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）については、文書管理規程に従い、関連資料とともに保存、管理し、少なくとも10年間は必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を制定している。
- ・グループ全体のリスク管理に関する統括組織として、グループリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しており、グループを取り巻く様々なリスクをグループ内各組織横断的に把握・評価し、これを適切に管理する。
- ・リスクの現実化に伴う危機に備え、危機管理規程、緊急時対応策規程等を制定しており、迅速かつ適切に対処することにより損失の最小限化に努める。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会は、毎月1回の定期開催に加え必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速な意思決定体制としている。毎月1回の定期開催取締役会では、子会社の会計報告及び状況報告等を行う。

### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ グループリスク管理・コンプライアンス委員会主導のもと、グループ各子会社において必要な諸規程を整備し、当社グループの内部統制を構築・運用している。
- ・ 関係会社管理規程を定めており、同規程に基づく当社への決裁・報告制度により、グループ各子会社に対し必要な管理を行う。

### ⑥ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査等委員である取締役が必要とした場合、その職務を補助する使用人を置くものとしている。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は監査等委員会の意見を尊重し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
- ・ 監査等委員である取締役の職務を補助する使用人は、その要請された業務の遂行に関しては、監査等委員である取締役の指揮命令に従うものとする。

### ⑦ 監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 当社グループの取締役及び使用人は、当社及びグループ各社の業務業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は当社及びグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査等委員会は必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ・ 監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

### ⑧ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査等委員である取締役がその職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求がその職務の遂行に必要でないと認められる場合を除き、これに応じるものとする。

### ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員会は、監査の実効性を高めるため、代表取締役との意見交換を随時行う。
- ・ 監査等委員会は、必要に応じて顧問弁護士や会計監査人と連携をとり監査を行う。

### ⑩ 反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備

- ・当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の係わりを持たず、毅然とした態度を貫き、これを断固として排除することを基本方針とする。当社の人事・総務部を反社会的勢力対応の総括部署と位置づけ、顧問弁護士、所轄警察等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築している。

## (7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① コンプライアンス・リスク管理体制について

当事業年度においてはグループリスク管理・コンプライアンス委員会を4回開催し、グループ全体のコンプライアンス・リスク管理体制の整備・運用状況を把握しております。グループ全体のリスク評価を実施し、課題事項についてはその重要度に応じてグループ全体のコンプライアンスプログラムに反映し改善を行っており、その進捗状況及び達成状況の評価を当社取締役会に報告しております。

### ② 取締役の職務執行及びグループ管理体制について

当事業年度においては取締役会を12回開催し、法令や定款に定められた事項や当社の経営に関する重要事項を決定するとともに、子会社の会計報告及び経営状況報告も行い、グループ全体の業務執行の監督を行っております。

また、当社は、子会社の重要事実を決定する場合は、関係会社管理規程に基づき、当社取締役会において審議・決議を行っております。

加えて当社取締役は、当社執行役員会議及び営業会議等の重要な会議に出席し、経営実態の把握、指導をしております。

### ③ 内部監査について

内部監査部門は、当社及びグループ子会社（海外子会社含む）の情報管理体制・組織管理体制の整備・運用状況に関する監査を重点的に実施しております。

### ④ 監査の職務執行について

監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名（うち常勤1名）で構成されております。当事業年度においては監査等委員会を12回開催し、常勤の監査等委員である取締役からの当社グループの状況に関する報告及び監査等委員相互による意見交換等を行っております。

監査等委員である取締役は当社取締役会、監査等委員会に出席し、意見交換を行うこと等により適時適切に職務執行の監査を行っております。また、会計監査人との面談も定期的に行っており、意見交換等を行っております。

常勤の監査等委員である取締役は、当社の取締役会以外の執行役員会議及び営業会議等の重要会議にも出席し、当社グループ全体の実態を適時把握することにより、監査機能を発揮しております。

## (8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、「高水準かつ安定的な配当」を続けていくことを基本方針としております。

この基本方針の下、具体的な指標としては、連結配当性向50%を目安とすることとしておりますが、これに、少なくともDOE（株主資本配当率）5%を目安に安定配当とする指標を加え、当社グループ全体の利益水準及び財政状態等を総合的に勘案しながら中間配当額及び期末配当額を決定しております。

上記基本方針に基づき、当連結会計年度（2024年3月期）は1株当たり期末配当額を43円と決定いたしました（中間配当1株当たり33円、期末配当1株当たり43円、年間合計1株当たり76円）。



# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>17,946,027</b>
現金及び預金	9,869,688
売掛金	1,287,133
有価証券	32,191
営業投資有価証券	2,991,189
商品及び製品	790,903
預け金	1,238,933
その他	1,757,225
貸倒引当金	△21,237
<b>固定資産</b>	<b>2,812,040</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>549,186</b>
建物及び構築物	269,607
土地	57,774
その他	221,804
<b>無形固定資産</b>	<b>111,669</b>
のれん	52,024
その他	59,645
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,151,184</b>
投資有価証券	853,554
敷金及び保証金	628,437
繰延税金資産	394,854
その他	274,338
<b>資産合計</b>	<b>20,758,068</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>3,589,922</b>
支払手形及び買掛金	363,639
未払費用	1,463,136
未払法人税等	757,298
契約負債	59,390
賞与引当金	152,025
その他	794,432
<b>固定負債</b>	<b>108,878</b>
繰延税金負債	31,312
その他	77,566
<b>負債合計</b>	<b>3,698,801</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>16,295,175</b>
資本金	1,599,538
資本剰余金	1,543,438
利益剰余金	13,640,779
自己株式	△488,580
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>334,124</b>
その他有価証券評価差額金	36,676
為替換算調整勘定	297,447
<b>新株予約権</b>	<b>11,026</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>418,940</b>
<b>純資産合計</b>	<b>17,059,267</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>20,758,068</b>



## 連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	22,177,523
売上原価	5,893,970
売上総利益	16,283,553
販売費及び一般管理費	12,620,795
営業利益	3,662,757
営業外収益	102,081
受取利息	45,987
為替差益	33,088
新株予約権戻入益	12,220
その他	10,785
営業外費用	40,437
支払利息	4,311
支払手数料	21,780
投資事業組合運用損	5,563
その他	8,782
経常利益	3,724,401
税金等調整前当期純利益	3,724,401
法人税、住民税及び事業税	915,916
法人税等調整額	△85,401
当期純利益	2,893,886
非支配株主に帰属する当期純利益	32,326
親会社株主に帰属する当期純利益	2,861,559

## 連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,599,538	1,517,823	12,045,870	△502,479	14,660,751
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,257,156		△1,257,156
親会社株主に帰属する当期純利益			2,861,559		2,861,559
自己株式の処分		25,615		13,898	39,514
連結子会社の増加による非支配株主持分の増減					
連結範囲の変動			△9,493		△9,493
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	25,615	1,594,909	13,898	1,634,423
当連結会計年度末残高	1,599,538	1,543,438	13,640,779	△488,580	16,295,175

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	5,925	164,379	170,305	23,745	157,822	15,012,625
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△1,257,156
親会社株主に帰属する当期純利益						2,861,559
自己株式の処分						39,514
連結子会社の増加による非支配株主持分の増減					259,794	259,794
連結範囲の変動						△9,493
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	30,750	133,068	163,819	△12,719	1,323	152,423
当連結会計年度変動額合計	30,750	133,068	163,819	△12,719	261,118	2,046,641
当連結会計年度末残高	36,676	297,447	334,124	11,026	418,940	17,059,267

# 計算書類

## 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>7,785,686</b>
現金及び預金	5,886,708
売掛金	1,139,094
有価証券	32,191
商品及び製品	13,011
前払費用	193,944
短期貸付金	302,820
その他	217,915
<b>固定資産</b>	<b>8,757,302</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>398,674</b>
建物及び構築物	228,545
工具、器具及び備品	112,354
土地	57,774
<b>無形固定資産</b>	<b>56,699</b>
ソフトウェア	53,672
その他	3,027
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,301,929</b>
投資有価証券	809,882
関係会社株式	1,290,251
その他の関係会社有価証券	62,261
長期貸付金	4,949,650
繰延税金資産	358,586
敷金及び保証金	575,211
保険積立金	94,959
その他	161,125
<b>資産合計</b>	<b>16,542,989</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>2,890,547</b>
支払手形及び買掛金	335,590
未払金	64,200
未払費用	1,315,513
未払法人税等	507,999
契約負債	45,594
賞与引当金	117,025
預り金	195,171
その他	309,452
<b>固定負債</b>	<b>62,354</b>
長期借入金	50,000
その他	12,354
<b>負債合計</b>	<b>2,952,901</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>13,542,385</b>
<b>資本金</b>	<b>1,599,538</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>1,571,758</b>
資本準備金	1,518,533
その他資本剰余金	53,225
<b>利益剰余金</b>	<b>10,859,669</b>
利益準備金	5,600
その他利益剰余金	10,854,069
繰越利益剰余金	10,854,069
<b>自己株式</b>	<b>△488,580</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>36,676</b>
その他有価証券評価差額金	36,676
<b>新株予約権</b>	<b>11,026</b>
<b>純資産合計</b>	<b>13,590,088</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>16,542,989</b>

## 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	16,158,303
売上原価	2,137,573
売上総利益	14,020,730
販売費及び一般管理費	11,351,329
営業利益	2,669,400
営業外収益	172,863
受取利息及び配当金	104,816
為替差益	52,601
その他	15,446
営業外費用	33,097
支払利息	3,951
支払手数料	21,780
投資事業組合運用損	5,563
その他	1,802
経常利益	2,809,166
税引前当期純利益	2,809,166
法人税、住民税及び事業税	825,644
法人税等調整額	△90,564
当期純利益	2,074,087

## 株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,599,538	1,518,533	27,609	1,546,142	5,600	10,037,137	10,042,737	△502,479	12,685,939
当期変動額									
剰余金の配当						△1,257,156	△1,257,156		△1,257,156
当期純利益						2,074,087	2,074,087		2,074,087
自己株式の処分			25,615	25,615				13,898	39,514
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	25,615	25,615	-	816,931	816,931	13,898	856,445
当期末残高	1,599,538	1,518,533	53,225	1,571,758	5,600	10,854,069	10,859,669	△488,580	13,542,385

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	6,116	6,116	23,745	12,715,801
当期変動額				
剰余金の配当				△1,257,156
当期純利益				2,074,087
自己株式の処分				39,514
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	30,560	30,560	△12,719	17,840
当期変動額合計	30,560	30,560	△12,719	874,286
当期末残高	36,676	36,676	11,026	13,590,088

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

山田コンサルティンググループ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

跡部尚志

公認会計士

伊東朋

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、山田コンサルティンググループ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山田コンサルティンググループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

山田コンサルティンググループ株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	跡部尚志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊東朋

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、山田コンサルティンググループ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、内部監査室その他の使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

山田コンサルティンググループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	永長正士	Ⓢ
監査等委員	山崎達雄	Ⓢ
監査等委員	岩品信明	Ⓢ

(注) 監査等委員3名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の審議を経たうえで、取締役会において承認されたものであります。

また、本議案について、監査等委員会として、特段指摘すべき点はありませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	にしぐち やすお 西口 泰夫	取締役会長	再任
2	ますだ けいさく 増田 慶作	代表取締役社長	再任
3	つじ つよし 辻 剛	専務取締役 事業統括本部長	再任
4	ふせ まきこ 布施 麻記子	取締役 経営企画担当兼広報担当	再任
5	しゅとう ひでじ 首藤 秀司	取締役 管理本部長	再任

**再任** 再任取締役候補者

候補者番号

1

にし ぐち やす お  
西 口 泰 夫

(1943年10月9日生)

所有する当社の株式数…………… 63,900株  
在任年数…………… 8年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1975年 4月	京都セラミック(株) (現京セラ(株)) 入社	2016年 6月	当社社外取締役
1992年 6月	同社代表取締役専務	2018年 4月	Gyrfalcon Technology Inc. independent director
1997年 6月	同社代表取締役副社長	2019年 1月	Gyrfalcon Technology Japan(株) 代表取締役会長兼CEO
1999年 6月	同社代表取締役社長	2019年 3月	(株)FLOSFIA社外取締役 (現任)
2005年 6月	同社代表取締役会長兼CEO	2020年 4月	マイクロ波化学(株)社外取締役
2007年 7月	(株)HANDY代表取締役社長 (現任)	<b>2020年 4月</b>	<b>当社取締役会長 (現任)</b>
2014年 6月	(株)ユーシン精機社外取締役 (現任)		
2015年 3月	(株)ソシオネクスト代表取締役会長兼CEO		

【重要な兼職の状況】

(株)HANDY代表取締役社長  
(株)ユーシン精機社外取締役  
(株)FLOSFIA社外取締役

候補者番号

2

ます だ けい さく  
増 田 慶 作

(1961年8月28日生)

所有する当社の株式数…………… 172,900株  
在任年数…………… 22年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年 8月	相馬計二司法書士事務所入所	2007年 6月	当社取締役副社長
1991年11月	公認会計士・税理士山田淳一郎事務所 (現税理士法人山田&パートナーズ) 入所	2008年 1月	キャピタルソリューション(株) (現山田インベストメント(株)) 設立 代表取締役社長 (現任)
2000年 7月	ティーエフピー経営コンサルティング(株) (現山田コンサルティンググループ(株)) 代表取締役社長	2009年 4月	当社代表取締役副社長
2002年 6月	当社取締役	2016年10月	当社代表取締役社長
2004年 1月	(株)東京エフピー保険パートナーズ (現山田ファイナンシャルサービス(株)) 代表取締役社長 (現任)	2018年 4月	当社代表取締役社長 社長執行役員
		2020年 1月	(株)日本マネジメント・アドバイザー ー・カンパニー代表取締役 (現任)
		<b>2020年 6月</b>	<b>当社代表取締役社長 (現任)</b>

【重要な兼職の状況】

山田ファイナンシャルサービス(株)代表取締役社長  
山田インベストメント(株)代表取締役社長  
(株)日本マネジメント・アドバイザー・カンパニー代表取締役

候補者番号

3

つじ つよし  
辻 剛

(1972年10月25日生)

所有する当社の株式数…………… 31,200株  
在任年数…………… 4年

再任

## 【略歴、当社における地位及び担当】

1997年 9月	松山隆司税理士事務所入所	2019年 4月	当社専務執行役員
2000年10月	ティーエフピー経営コンサルティング(株) (現山田コンサルティンググループ(株)) 入社	2020年 6月	コンサルティング統括本部長 当社専務取締役
2009年 4月	同社取締役	2020年10月	コンサルティング統括本部長 当社専務取締役
2015年 5月	同社常務取締役		事業統括本部長 (現任)
2018年 4月	当社専務執行役員 経営コンサルティング事業本部長		

## 【重要な兼職の状況】

該当事項はありません。

候補者番号

4

ふせ まきこ  
布施 麻記子

(1955年 2月 3日生)

所有する当社の株式数…………… 146,700株  
在任年数…………… 34年

再任

## 【略歴、当社における地位及び担当】

1977年 4月	三菱重工業(株)入社	2007年 4月	(株)TFPオーナー企業総合研究所 (現山田コンサルティンググループ(株)) 常務取締役
1988年 5月	公認会計士・税理士山田淳一郎事務所 (現税理士法人山田&パートナーズ) 入所	2007年 6月	当社取締役
1989年 7月	当社取締役	2016年 3月	(株)だいら証券ビジネス社外監査役
1999年 6月	当社常務取締役	2017年 3月	ニッセイアセットマネジメント(株) 社外取締役 (現任)
2002年10月	(株)東京ファイナンシャルプランナーズ (現山田コンサルティンググループ(株)) 常務取締役	2020年 6月	当社取締役経営企画担当
		2021年 6月	当社取締役経営企画担当兼広報担当 (現任)

## 【重要な兼職の状況】

ニッセイアセットマネジメント(株)社外取締役

候補者番号

5

しゅとう ひでじ  
首藤 秀司

(1958年11月5日生)

所有する当社の株式数…………… 9,300株

在任年数…………… 4年

再任

**【略歴、当社における地位及び担当】**

1982年 4月 野村証券(株)入社  
2009年 4月 同社法人開発部長  
2018年 4月 当社入社

2019年12月 当社執行役員管理本部担当  
2020年 4月 当社執行役員管理本部長  
**2020年 6月 当社取締役管理本部長（現任）**

**【重要な兼職の状況】**

該当事項はありません。

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。



第2号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役の山崎達雄氏、岩品信明氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の審議を経たうえで、取締役会において承認されたものであります。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

山崎 達雄 (1957年8月26日生)

所有する当社の株式数…………… 一株  
在任年数…………… 8年

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1980年 4月	大蔵省（現財務省）入省	2014年 7月	財務官
2008年 7月	金融庁総務企画局参事官	2015年 7月	財務省退官
2012年 8月	財務省国際局長	2016年 6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
		2021年 6月	（株）堂島取引所社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

（株）堂島取引所社外取締役

候補者番号

2

岩品 信明 (1972年2月11日生)

所有する当社の株式数…………… 500株  
在任年数…………… 7年

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

2000年10月	第二東京弁護士会登録	2010年12月	税理士登録
2006年 6月	TMI総合法律事務所入所	2013年 1月	TMI総合法律事務所パートナー（現任）
2007年 7月	東京国税局調査第一部国際調査課（任期付公務員）	2017年 2月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2009年 7月	TMI総合法律事務所復帰		

【重要な兼職の状況】

TMI総合法律事務所パートナー

- (注) 1. 山崎達雄氏及び岩品信明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 山崎達雄氏及び岩品信明氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 当社は、山崎達雄氏及び岩品信明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が定める額としております。両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

4. 山崎達雄氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は財務省での要職を歴任された中で培った経験と見識、経済・国際・金融情勢に関する専門知識から、当社の海外子会社管理体制、海外事業展開、ガバナンス体制等に関する監督・助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており、引き続きその役割を期待しております。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬諮問委員として当社の役員候補の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記理由により、引き続き当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
5. 岩品信明氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士及び税理士として企業法務及び財務に関する幅広い専門的見地から、当社の海外子会社管理体制、ガバナンス体制、コンプライアンス体制等に関する監督・助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており、引き続きその役割を期待しております。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬諮問委員として当社の役員候補の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記理由により、引き続き当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
6. 山崎達雄氏及び岩品信明氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって山崎達雄氏は8年、岩品信明氏は7年4ヶ月であります。
7. 当社は、山崎達雄氏及び岩品信明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

